



福岡医発第 2896 号 (地)

令和 2 年 2 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

令和 2 年度「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」
算定のための処遇改善計画書様式例の提示及び提出期限について

介護報酬の介護職員処遇改善加算につきましては、次年度の加算算定に向けた処遇改善計画書の提出期限が、例年 2 月末とされているところです。

一方で、介護報酬の加算取得に関する業務簡素化の観点から、現在、「介護職員処遇改善加算」と「介護職員等特定処遇改善加算」の計画書等の様式の統合が予定されております。

統合後の様式については本年 2 月末を目処に厚生労働省より発出されることから、令和 2 年度の処遇改善計画書の提出期限については本年 4 月 15 日 (水) となる予定ですのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也

会長 島田昇二郎

令和 2 年 2 月 7 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

令和 2 年度「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」
算定のための処遇改善計画書様式例の提示及び提出期限について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護報酬の介護職員処遇改善加算につきましては、次年度の加算算定に向けた処遇改善計画書の提出期限が、例年 2 月末とされているところです。

一方で、介護報酬の加算取得に関する業務簡素化の観点から、現在、「介護職員処遇改善加算」と「介護職員等特定処遇改善加算」の計画書等の様式の統合が予定されております。

統合後の様式については本年 2 月末を目処に厚生労働省より発出されることから、令和 2 年度の処遇改善計画書の提出期限については本年 4 月 15 日（水）となる予定ですのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・令和 2 年度「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」算定のための処遇改善計画書様式例の提示及び提出期限について

(令 2.2.3 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 3 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課

令和2年度「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」算定のための処遇改善計画書様式例の提示及び提出期限について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

例年、次年度の介護職員処遇改善加算の算定に向けた処遇改善計画書の提出期限については、2月末としているところですが、今般、介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成31年4月12日付け老発0412第8号）において記載しているとおり、加算の取得に係る業務簡素化の観点から現行加算と今般の特定加算の計画書等の届出については、様式の統合等を予定しております。

様式等の統合については、介護保険部会の下に設置された介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の意見などを踏まえ、現在検討を進めているところですが、統合後の様式については2月末を目処で発出し、令和2年度の加算算定に当たり提出する処遇改善計画書の提出期限については令和2年4月15日（水）とする予定ですので、お知らせします。

以上

（本件連絡先）

厚生労働省老健局老人保健課

電話：03-5253-1111（内線）3949・3948